社会福祉法人都島友の会定款

第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

（ロ）保育所の経営

（ハ）児童厚生施設の経営

（ニ）放課後児童健全育成事業の経営

（ホ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ヘ）一時預かり事業の経営

（ト）病児保育事業の経営

（チ）乳児等通園支援事業の経営

（リ）障害児通所支援事業の経営

（ヌ）障害児相談支援事業の経営

（ル）特定相談支援事業の経営

（ヲ）老人介護支援センターの経営

（ワ）老人デイサービスセンターの経営

（カ）老人短期入所事業の経営

（ヨ）老人居宅介護等事業の経営

（タ）生計困難者に対する支援相談事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人都島友の会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向

上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を大阪市都島区都島本通三丁目４番３号に置く。
2　前項のほか、この法人の従たる事務所を沖縄県那覇市首里金城町二丁目７１番地に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員七名以上九名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名が出席し、かつ、外部委員の一名が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第七条　社会福祉法第四〇条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二五条の一七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第八条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第九条　評議員に対して、各年度の総額が５０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）

第一〇条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会には、議長を置く。

３　議長は、評議員会開催の都度、評議員の互選により定める。

（権限）

第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）事業計画及び収支予算

（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

（11）公益事業・収益事業に関する重要な事項

（12）解散

（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）
第一六条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　六名以上八名以内
（２）監事　二名
２　理事のうち一名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、一名を常務理事とすることができる。
４　前項の常務理事をもって社会福祉法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第一七条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第一八条　社会福祉法第四四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第四四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第一九条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3　理事長及び常務理事は、三カ月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第二〇条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第二一条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第二二条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第二三条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第二四条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　　運営協議会

（運営協議会の設置）
第二五条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第二六条　運営協議会の委員は一二名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第二七条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1）地域の代表者

（2）利用者又は利用者の家族の代表者

（3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第二八条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第二九条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第三〇条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章　理事会

（構成）

第三一条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第三二条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第三三条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第三四条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を

述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第三五条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第七章　資産及び会計

（資産の区分）

第三六条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）大阪市都島区都島本通三丁目 68 番地 2、71 番地 1、71 番地 2、71 番地 3、71 番地 4、72 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき 4 階建幼保連携型認定こども園都島児童センター園舎　一棟（2,642.64 平方メートル）及び鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建附属建物集塵庫（6.14 平方メートル）

（２）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番地 5、71 番地 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建都島児童館及び幼保連携型認定こども園都島児童センター園舎　一棟（214.4 平方メートル）

（３）大阪市都島区都島本通三丁目 245 番地 4、245 番地 3、247 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建のうち 4 階部分都島児童館園舎　一棟（287.87 平方メートル）

（４）大阪市都島区都島本通三丁目 65 番地、64 番地、66 番地所在の木造スレートぶき 3 階建都島乳児保育センター園舎　一棟（605.26 平方メートル）

（５）大阪市都島区都島本通三丁目 245 番地 4、245 番地 3、247 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建のうち 1 階部分の一部及び 2 階部分の全部都島第二乳児保育センター園舎　一棟（545.38 平方メートル）

（６）大阪市都島区都島本通三丁目 245 番地 4、245 番地 3、247 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建のうち 3 階部分の全部都島第二乳児保育センター園舎　一棟（331.55 平方メートル）

（７）大阪市都島区都島本通四丁目 162 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建幼保連携型認定こども園ひがみや児童センター及びこども発達サポートステーションそれいゆ園舎　一棟（2,190.82 平方メートル）及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建附属建物集塵庫(4.76 平方メートル)

（８）大阪市都島区友渕町一丁目 9 番地 44、9 番地 45 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造ルーフィングぶき陸屋根 2 階建幼保連携型認定こども園友渕児童センター園舎　一棟(867.3 平方メートル)

（９）大阪市都島区友渕町一丁目 9 番地 44 所在の鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建幼保連携型認定こども園友渕児童センター園舎　一棟（86.66 平方メートル）

（１０）大阪市都島区中野町五丁目 1 番地 445、1 番地 444、116 番地 1、125 番地、126 番地、127 番地 1、139 番地、140 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 3 階建幼保連携認定こども園桜宮児童センター園舎　一棟（1,087.29 平方メートル）

（１１）大阪市都島区友渕町一丁目 23 番地 8 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建友渕地域在宅サービスステーションひまわり及び訪問介護ひーぐるまの老人福祉施設　一棟（601.04 平方メートル）
（１２）大阪市城東区成育一丁目 15 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建認定こども園幼保連携型成育児童センター園舎　一棟（616.47 平方メートル）
（１３）那覇市首里金城町二丁目 71 番地、79 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき・陸屋根 3 階建渡保育園園舎　一棟(1,204.47 平方メートル)
（１４）那覇市松島二丁目 1 番地 12 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建松島保育園園舎一棟（604.97 平方メートル）
（１５）那覇市松島二丁目 2 番地 13 所在の鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根 3 階建松島保育園園舎　一棟（526.94 平方メートル）
（１６）大阪市都島区友渕町一丁目 9 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建ローレルスクエア都島ノースウイングの 3 階部分都島友渕乳児保育センター園舎（183.16 平方メートル）
敷地権(ア)大阪市都島区友渕町一丁目 9 番 2　宅地（14,046.29 平方メートル）
(イ)同所同番 49 公衆用道路(252 平方メートル)
敷地権の種類及び割合、所有権 3,622,325 分の 19,002
（１７）大阪市都島区友渕町一丁目 9 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建ローレルスクエア都島ノースウイングの 2 階部分都島友渕乳児保育センター園舎（103.07 平方メートル）
敷地権(ア)大阪市都島区友渕町一丁目 9 番 2　宅地（14,046.29 平方メートル）
(イ)同所同番 49 公衆用道路(252 平方メートル)
敷地権の種類及び割合、所有権 3,622,325 分の 10,805
（１８）大阪市都島区友渕町一丁目 9 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建ローレルスクエア都島ノースウイングの 2 階部分都島友渕乳児保育センター園舎（117.41 平方メートル）
敷地権(ア)大阪市都島区友渕町一丁目 9 番 2　宅地（14,046.29 平方メートル）
(イ)同所同番 49 公衆用道路(252 平方メートル)
敷地権の種類及び割合、所有権 3,622,325 分の 12,205
（１９）大阪市都島区都島本通四丁目 162 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺 6 階建特別養護老人ホームひまわりの郷の老人福祉施設　一棟（3,360.01 平方メートル）
（２０）大阪市都島区都島本通三丁目 68 番 2 所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター 敷地(1,011.46 平方メートル)
（２１）大阪市都島区都島本通三丁目 72 番所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター敷地(79.40 平方メートル)
（２２）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 4 所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター　敷地（66.19 平方メートル）
（２３）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 1 所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター 敷地(30.01 平方メートル)
（２４）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 2 所在の幼保連携型認定こども園都島児童センタ

一　敷地（38.42 平方メートル）

（２５）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 3 所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター　敷地（53.81 平方メートル）

（２６）大阪市都島区都島本通三丁目 69 番所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター　敷地（528.92 平方メートル）

（２７）大阪市都島区都島本通三丁目 70 番所在の幼保連携型認定こども園都島児童センター　敷地(198.34 平方メートル)

（２８）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 5 所在の都島児童館　敷地（66.71 平方メートル）

（２９）大阪市都島区都島本通三丁目 71 番 6 所在の都島児童館　敷地（30.01 平方メートル）

（３０）大阪市都島区都島本通三丁目 64 番所在の都島乳児保育センター　敷地(103.07 平方メートル)

（３１）大阪市都島区都島本通三丁目 65 番所在の都島乳児保育センター　敷地（101.88 平方メートル）

（３２）大阪市都島区都島本通三丁目 66 番所在の都島乳児保育センター　敷地（100.72 平方メートル）

（３３）大阪市都島区都島本通三丁目 247 番所在の都島第二乳児保育センター　敷地（966.39 平方メートル）

（３４）大阪市城東区成育一丁目 16 番 2 所在の幼保連携型認定こども園成育児童センター　敷地（264.46 平方メートル）

（３５）那覇市首里金城町二丁目 71 番所在の渡保育園　敷地（920.61 平方メートル）

（３６）那覇市首里金城町二丁目 79 番所在の渡保育園　敷地（250.54 平方メートル）

（３７）那覇市松島二丁目 1 番 12 所在の松島保育園　敷地（833.47 平方メートル）

（３８）那覇市松島二丁目 2 番 13 所在の松島保育園　敷地（363.24 平方メートル）

3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四五条に掲げる公益を目的とする事業及び第四七条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三七条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を大阪府知事

に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく大阪府知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三八条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三九条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第四〇条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間、また、従たる事務所に三年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第四一条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第四二条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第四三条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第四四条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第八章　公益を目的とする事業

（種別）

第四五条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）社会福祉研究所の経営

（３）介護職員初任者研修事業の経営

（４）保育士等キャリアアップ研修事業の経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第四六条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第九章　収益を目的とする事業

（種別）

第四七条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）賃貸ビル業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益の処分）

第四八条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告

示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第一〇章　解散

（解散）

第四九条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第五〇条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第一一章　定款の変更

（定款の変更）

第五一条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第一二章　公告の方法その他

（公告の方法）

第五二条　この法人の公告は、社会福祉法人都島友の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は法人ホームページに掲載して行う。

（施行細則）

第五三条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。但し、この法人の成立後遅滞なくこの定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理　事　比嘉正子
照屋　毅
和田久治郎
安原治之
比嘉　勇

伊藤英雄
監　　事　比嘉賀盛
田中忠治

2　この定款は、平成29年4月1日から施行する。
この定款は、平成30年11月19日から施行する。
この定款は、令和2年4月13日から施行する。
この定款は、令和3年9月7日から施行する。
この定款は、令和4年6月17日から施行する。
この定款は、令和6年9月27日から施行する。
この定款は、令和8年10月27日から施行する。